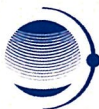


これからの人材戦略に
お困りの皆様

その悩み

当社の外国人サポートで
解決してみませんか？



U R B A N  G R O U P

特定技能制度とは？

特定技能制度は外国人材の登用により人材不足の解消を目的とする制度です。

出生率の低下、高齢化社会へむけ人口減少、人材難はどなたにもどこにでも必ず向き合わなければならない問題です。

そこで日本政府が打ち出した解決策の一つが外国人労働者の登用です。

特定技能制度は一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れ出来る制度です。

こんなお悩みありませんか？

- ☒ 求人を出してもなかなか人材が集まらない
- ☒ 即戦力になるような経験者が欲しい
- ☒ 外国人を雇用したいが、ビザ手続きが分からない
- ☒ 特定技能の外国人を受け入れたが、定期的な届出が面倒
- ☒ 外国人の求人の応募があったが何をすべきか分からない
- ☒ 外国人向けのサービスを提供したいが、どうしたらよいか

どれかひとつでも該当したら、
外国人をいれ会社を変えるチャンスかも

特定技能制度対応職種

- ・介護分野
- ・ビルクリーニング分野
- ・素形材、産業機械、電気電子情報関連製造分野
- ・建設分野
- ・造船、船用工業分野
- ・自動車整備分野
- ・航空分野
- ・宿泊分野
- ・農業分野
- ・漁業分野
- ・飲食物品製造分野
- ・外食業分野



当社でできること

- ①外国人雇用のためのビザなど申請手続
- ②特定技能の方を雇用した後の生活サポート
- ③入管庁や行政機関への届出提出

<https://www.urban-international.jp>

行政書士アーバン国際法務事務所

行政書士登録番号02012557号

申請取次行政書士行-112006200002

TEL 011-213-0934 FAX 011-206-8841

MAIL info@urban-international.jp

〒001-0038 北海道札幌市北区北38条西7丁目1番10号

シティハイム西麻生105号室

数多くのサービスの中から 当社が選ばれる4つの理由

①

雇用から雇用後のサポートを
当社に全部お任せいただけます

URBAN GROUPは行政書士事務所と登録支援機関の事業を行っています。つまり、外国人を雇用する際に面倒な入管への申請や受入れの準備から外国人を雇用した後の生活サポートまですべてURBAN GROUPで対応できます！

②

圧倒的なビザ手続きの実績！
ビザ手続き経験年数22年！！

ビザ手続を行うアーバン国際法務事務所はビザ申請の経験年数が22年！開業以来様々なビザを取り扱ってきました。ビザ申請に関するノウハウは他社には負けません。特定技能だけではなく、専門知識を求められる外国人の投資による会社設立からの経営管理ビザ並びに高度人材の技術・人文知識・国際業務のビザの実績も豊富です。

③

外国人とのコミュニケーション
もお任せください。

外国人を雇用した方が直面する言語の壁。意思疎通ができていないか心配・・・、日本の生活ルールを守れるか心配・・・。ご安心ください！当社はこれまで20カ国以上の外国人サポート並びに文書の翻訳、オンライン通訳に対応してまいりました。日本での生活ルールについては、来日後、通訳を交えながら教育致します。

④

コストパフォーマンスに優れた
価格とスピーディーな対応

行政書士事務所と登録支援機関を当社で保有しているため、外部へ委託することがありません。また他土業との提携もバッチリ！全てURBAN GROUPで行うからこそコストパフォーマンスに優れた価格でスピーディーにご提案させていただきます。ビザ申請や雇用後の生活サポートに加え、入管へ定期的に提出する届出、定期的な面談などトータル価格でご提案します。外国人の支援から報告まですべてお任せください！



無料で
相談受付中

JAPAN POLARIS株式会社

登録支援機関番号19登-000011

TEL 011-500-2302 FAX 011-206-8841

MAIL info@japan-polaris.jp

〒001-0038 北海道札幌市北区北38条西7丁目1番10号

シティハイム西麻生1F

